

那覇市建設コンサルタント業務成績評定要領

令和 3 年 2 月 16 日
まちなみ共創部長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、那覇市発注の業務委託の成績評定(以下「評定」という。)を行うために必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定及び指導・育成並びに業務委託の品質確保を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定は、次に掲げる業務委託であって、原則として 1 件の業務委託料が 100 万円を超える業務委託について行うものとする。ただし、災害に伴う緊急業務に関するもの又は評定の必要がないと判断したものは対象外とする。

- (1) 那覇市業務委託契約約款(土木設計等)により契約した業務委託
- (2) 那覇市業務委託契約約款(建築設計 A・建築設計 B)により契約した業務委託
- (3) 那覇市業務委託契約約款(工事監理)により契約した業務委託

(評定者)

第 3 条 評定は、当該業務の主管課(以下「事業主管課」という。)において行うものとし、評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 調査職員(那覇市業務委託契約約款運用基準(監督編)第 2 条第 4 号に定める主任調査員及び調査員をいう。以下同じ。)
- (2) 検査員(那覇市業務委託契約約款運用基準(監督編)第 2 条第 5 号に定める検査員をいう。以下同じ。)

(評定の時期)

第 4 条 評定は、調査職員にあつては当該業務委託が完了したとき、検査員にあつては当該検査を行ったとき、それぞれ行うものとする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの業務委託の調査職員又は検査員がそれぞれ複数いる場合においては、お互いに協議して評定を行うものとする。

2 検査の結果修補等が必要となった業務委託については、修補等を行う前の状態を対象として、前項の評定を行うものとする。

3 評定の結果は、業務委託成績評定表(別記様式第 1。以下「評定表」という。)に記録するものとする。

4 評定の基準は、別に定める「那覇市建設コンサルタント業務成績評定考査基準」に基づいて行うものとする。

(評定の結果の通知)

第 6 条 事業主管課は、評定を行ったときは、遅滞なく当該業務委託の受注者に対して評定の結果を業務成績評定通知書(別記様式第 2)により通知し、評定表の写しを技術総務課技術管理室へ提出するものとする。

(評定の修正)

第 7 条 事業主管課は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 事業主管課は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該業務委託の受注者に対して、評定の結果を業務成績評定再通知書(別記様式第 3)により通知するものとする。

(説明請求)

第 8 条 前 2 条に規定する評定点の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、建設コンサルタント業務成績評定にかかる説明請求について(別記様式第 4)を提出して、事業主管課長へ評定点についての説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第 9 条 事業主管課長は、前条の説明を求められた場合は、建設コンサルタント業務成績評定にかかる説明書(回答)(別記様式第 5)により速やかに回答するものとする。

2 事業主管課長は、回答に公平を期すため那覇市建設コンサルタント業務成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を求めることができる。

(委員会の設置)

第 10 条 前条第 2 項に規定する意見を求めることその他業務委託成績評定の運用に関する事項を審議するため、委員会を設置する。

(組織)

第 11 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長にまちなみ共創部長を、副委員長に都市みらい部副部長を、委員にまちなみ共創部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長及び生涯学習部副部長をもって充てる。

(委員会の招集等)

第 12 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 委員長及び副委員長がともに委員会に出席できないときは、委員長が指名する委員が会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要と認めた場合は、委員会に関係職員を出席させ意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、技術総務課技術管理室が行うものとする。

(細則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(附則)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する業務委託契約から適用する。
- 3 那覇市建設コンサルタント業務成績評定試行要領は廃止する。